



令和2年7月10日


役員報酬を 変更する際の 留意点

上原会計事務所

〒390-0852

松本市島立 1095 番地

デザインセンタービル 2F

 0263-88-2514

役員報酬を損金とするためには、基本的に**定期同額給与**として支払うか、**事前確定届出給与**として支払う必要があります。

コロナウイルスの騒動により、定期同額給与を減額したいと考える会社も多いと思います。

支給額の改定には、やむを得ず減額せざるを得ない事情が必要であり、その中で経営状況が「業績悪化事由」に該当するかどうかポイントとなります。

あくまで個々のケースに応じて、判断する必要があります。いくつか具体的な検討をみてみます。

① 宿泊業で外国人利用者が激減した会社

この会社はインバウンド需要の恩恵もあり売上は好調でしたが、今回のコロナウイルス騒動により売上が激減しました。従業員への給与の支払いも厳しくなりやむを得ず従業員の賞与をカットするケースです。役員報酬決定時には、今騒動の発生とその影響の大きさは、当然に予見できなかった事象です。そして、騒動により売上の激減にともない従業員の賞与のカットをしたのですから、役員報酬を減額せざるを得ない状況にあると考えられます。

この場合、従業員の賞与をカットしているため、経営者の恣意性は考えにくい状況です。将来の税務調査に備えるために、売上が激減した試算表や例年支給していた賞与をカットするに至った経緯をまとめた資料などを作成、保存しておきます。

② 飲食業で来客数が激減した会社

この会社は、政府や自治体から外出自粛要請が出ていることもあり、騒動前と比べて売上が激減しました。

そして、資金繰りが悪化、自粛要請期間などを考慮すると、倒産が目に見えるケースです。今回の騒動でそこまで財務内容が悪化しているのであれば、原則として役員報酬を減額せざるを得ない状況にあると考えられます。

この場合、将来の税務調査に備えるために、売上が激減し、倒産が目に見えていることを示す試算表や自粛要請期間などを踏まえた資金繰り予定表を作成、保存しておきます。

③ 騒動の収束時期次第では業績が悪化する会社

この会社は、今回の騒動により売上が激減していますが、上期の業績が好調だったこともあり、すぐに業績が悪化するわけではありません。

しかし、この騒動があと半年以上続くとすると、さすがに業績が著しく悪化すると思われるケースです。この場合、業績の著しい悪化が単なる見込みでは、役員報酬を減額せざるを得ない状況とは言えません。

このケースでは、業績が著しく悪化する「前」であっても、客観的な資料に基づく将来的な予測をもとに、役員報酬を減額せざるを得ない状況であることを説明できるか否かがポイントになります。

たとえば、今回のコロナ騒動前後の売上の比較、今後の状況に関する政府の公式発表などから、今後半年以上は状況が改善するとは合理的に考えられず、報酬を減額しなければ経営状況が著しく悪化する状況であるという主張です。

重要なのは、どこまで客観的に状況を説明できるかであり、それは一概には言えないため、顧問税理士などへよく相談することが必要です。